平成２２年（フ）第２８９号
新潟県柏崎市三島町10番11号、前住所新潟県柏崎市常盤台７番10―107号
債務者　小林　和美
1　決定年月日時　平成23年３月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月25日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２３年（フ）第１７号
新潟県柏崎市長浜町２番19ひろみハウス205号
債務者　大矢由美子
1　決定年月日時　平成23年３月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月25日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２３年（フ）第１９３号
名古屋市瑞穂区中根町２丁目13番地　薬師ハイツ203号
債務者　近藤　久代
1　決定年月日時　平成23年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２３０号
名古屋市北区上飯田北町１丁目19番地　南一久荘101号
債務者　川瀬　敏裕
1　決定年月日時　平成23年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２３１号
愛知県西春日井郡豊山町大字豊場字志水146番地４　豊山第２住宅８Ｆ11
債務者　橋本　末子（旧姓川瀬）
1　決定年月日時　平成23年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第３１０号
名古屋市北区上飯田東町５丁目42番地　市営上飯田荘２棟702号
債務者　村瀬　　旦
1　決定年月日時　平成23年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第３１１号
名古屋市北区上飯田東町５丁目42番地　市営上飯田荘２棟702号
債務者　村瀬八千代
1　決定年月日時　平成23年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第３４４号
愛知県瀬戸市東山町８番地　松ケ丘住宅２―４―403
債務者　長岡　奈歩
1　決定年月日時　平成23年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第３６１号
名古屋市北区上飯田北町４丁目75番地の３上飯田第二市街地住宅２棟828号
債務者　立松奈々子
1　決定年月日時　平成23年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第３８６号
愛知県春日井市東野町５丁目10番地４
債務者　坂上　　優
1　決定年月日時　平成23年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第７３３号
愛知県岡崎市大西１丁目８番地３
債務者　日野　隆史
1　決定年月日時　平成23年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月25日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第７７号
愛知県西尾市小焼野町東川37番地３
債務者　可知　　茂
1　決定年月日時　平成23年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月25日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第８５号
愛知県安城市新明町５番地７　市営住宅Ｂ―203
債務者　竹本　幸子
1　決定年月日時　平成23年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月25日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第８号
三重県志摩市阿児町安乗188番地１
債務者　森下　玉枝
1　決定年月日時　平成23年３月４日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月25日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２２年（フ）第５０３号
岡山県倉敷市玉島阿賀崎５丁目４番21号コーポ中西102号
債務者　赤澤　俊裕
1　決定年月日時　平成23年３月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月25日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２３年（フ）第２６号
鹿児島県霧島市隼人町内1215番地９川原団地１棟203号
債務者　小林えり子
1　決定年月日時　平成23年３月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月25日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２３年（フ）第２７号
鹿児島県姶良郡湧水町木場770番地
債務者　緒方　智子
1　決定年月日時　平成23年３月４日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月25日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係